

# 経済水道委員会

## 説明資料

中央卸売市場業務条例改正の  
検討状況について

令和元年11月18日  
市民経済局

	目	次	
			頁
1	卸売市場法の改正の概要	.....	1
2	市場関係者からの意見聴取	.....	4
3	市場取引委員会	.....	6
4	市場取引委員会開催以降の状況	.....	10
5	今後のスケジュール	.....	11

## 1 卸売市場法の改正の概要

### (1) 背景

- ・食品流通の中で卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、今後も食品流通の核として堅持する
- ・農林漁業者の所得向上や消費者ニーズに的確に応えていくためには、新たな需要開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造の確立が重要である
- ・このような観点から、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進する

### (2) 内容

- ・国は、業務の運営その他重要な事項を定めた卸売市場に関する基本方針を定める
- ・生鮮食料品等の公正な取引の場として、①～⑥の共通の取引ルールを遵守し公正・安定的に業務運営を行う卸売市場を、中央卸売市場として国が認定・公表し、指導・検査監督する
  - [ ① 売買取引の方法の公表
  - ② 差別的取扱いの禁止
  - ③ 受託拒否の禁止
  - ④ 代金決済ルールの策定・公表
  - ⑤ 取引条件の公表
  - ⑥ 取引結果の公表 ]
- ・その他の取引ルール（第三者販売の禁止、直荷引きの禁止、商物一致など）は、卸売市場ごとに、関係者の意見を聴くなど公正な手続を踏み、共通の取引ルールに反しない範囲で定めることができ、その場合は公表する
- ・国は、国が認定する食品等流通合理化計画に基づく中央卸売市場の整備に対し、予算の範囲内において、その費用の4／10以内を補助できる

(3) 国の関与の改正前後の比較

区分	改正前	改正後
市場の開設	国が中央卸売市場を認可 (認可がなければ開設不可)	国が中央卸売市場を認定 (一定の要件を満たす市場は認定を受けて中央卸売市場の名称を使用できる)
開設主体	都道府県又は人口20万人以上の市	卸売市場の業務の運営が適切に行える者
開設区域	国が指定	—
取引ルール	国により一律に規制	共通ルールを除き、市場ごとに取引ルールを設定できる
基本方針	卸売市場整備基本方針	卸売市場に関する基本方針 (業務の運営等)
国の支援	国の中卸売市場整備計画に基づく施設整備に対し4/10以内を補助できる	国が認定する食品等流通合理化計画に基づく施設整備に対し4/10以内を補助できる
検査監督等	業務運営の指導・検査監督	業務運営の指導・検査監督
	卸売業者の許可・検査	—

#### (4) 卸売市場に関する基本方針の概要

- ・卸売市場は、生鮮食料品等の公正な取引の場として、特定の取引参加者を優遇する差別的取扱いの禁止のほか、取引条件や取引結果の公表等公正かつ透明を旨とする共通の取引ルールを遵守し、公正かつ安定的に業務運営を行うことにより、高い公共性を果たしていくことが期待される
- ・取引ルールを定める場合には、卸売業者、仲卸業者だけでなく出荷者、売買参加者を始めとする取引参加者の意見を偏りなく十分に聴き、新規の取引参加者の参入を促すなど、卸売市場の活性化を図る観点からルール設定を行う

#### (5) 法改正のスケジュール

区分	主な内容
平成30年 6月	改正卸売市場法の公布
平成30年10月	卸売市場に関する基本方針の公表
令和元年12月	中央卸売市場の認定申請の国の事前受付開始
令和2年 6月	改正卸売市場法の施行

## 2 市場関係者からの意見聴取

### (1) 概要

区 分	内 容		
法改正の概要、取引ルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本場 市場全体会議 1回 平成30年12月</li> <li>・北部市場 市場全体会議 1回 平成31年 2月 事業者別会議 19回 平成30年10月～ 令和 元年 5月</li> <li>・南部市場 事業者別会議 3回 平成30年12月～ 平成31年 1月</li> </ul>		
条例改正の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本場 市場全体会議 1回 令和 元年 5月</li> <li>・北部市場 市場全体会議 1回 令和 元年 5月 事業者別会議 5回 令和 元年 6～7月</li> <li>・南部市場 市場全体会議 1回 令和 元年 5月</li> </ul>		
条例改正案の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本場 市場全体会議 1回 令和 元年 8月</li> <li>・北部市場 市場全体会議 1回 令和 元年 8月</li> <li>・南部市場 事業者別会議 3回 令和 元年 7～8月</li> </ul>		
計	37回		

(2) 主な意見

区分	主な意見
本 場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法改正で競争激化は避けられない、この地域が東西に対抗していくには創意工夫が必要</li> <li>・他の市場と比べルールが不利では競争ができない</li> <li>・卸売業者のみの活性化では困り、市場全体で一緒にやっていかないといけない</li> <li>・市民への食料品の安定供給を第一の目的とすることを条例に規定してほしい</li> <li>・条例には、場内秩序が保たれることなどを規定してもらい、事業者間で自主ルールづくりをしていきたい</li> <li>・ルールを定めても守らないのでは意味がない</li> </ul>
北部市場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規の顧客を取り込んで活性化しないと他に負けてしまう</li> <li>・取引ルールは他都市と大きく違わないものにしてほしい</li> <li>・規制が緩和されることに不安がある一方で、卸売業者がきめ細かい仲卸の業務を行うことは難しい</li> <li>・北部市場の青果だけでよいので取引委員会を残して欲しい</li> <li>・代払制度は農家や市場の流通システムを守るには必要不可欠</li> <li>・消費者ニーズや流通形態の変化に市場が対応できるように改めるべき</li> </ul>
南部市場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食肉は青果物や水産物にはない独特な点がある</li> <li>・他都市の取引ルールを参考に進めてほしい</li> </ul>

### 3 市場取引委員会

#### (1) 概要

区 分	内 容
開 催 日	令和元年9月3日
議 題	名古屋市中央卸売市場業務条例改正案の概要について
出席委員	22名（学識経験者、卸売業者、仲卸業者、売買参加者）

(2) 会議資料（条例改正案の概要）

ア 基本的な考え方

- ・中央卸売市場は、市民等への生鮮食料品等の安定供給という重要な役割を担っており、食品流通が多様化する中で、生産者や消費者のニーズに的確に応えて、本市の卸売市場の活性化を図る
- ・取引ルールの変更による市場関係者への影響に配慮する

イ 内容

(ア) 市場関係者の許可等

区分	改正市場法	業務条例	
		現 行	改 正 案
卸売業者	農林水産大臣の業務許可制度を廃止	農林水産大臣の卸売業務の許可に基づき市長が施設使用を指定	卸売業務を行なおうとするものに対して市長が施設使用を許可
仲卸業者	開設者の業務許可制度を廃止	市長が仲卸業務を許可し施設使用を指定	業務許可制度を廃止し、仲卸業務を行なおうとするものに対して市長が施設使用を許可
売買参加者	開設者の承認制度を廃止	市長が売買参加者を承認	卸売業者とせり取引を行なおうとする買受人（仲卸業者を除く）を市長が売買参加者として登録
関連事業者	一	市長が関連事業業務を許可し施設使用を指定	業務許可制度を廃止し、関連事業業務を行なおうとするものに対して市長が施設使用を許可
せり人	開設者の登録制度を廃止	市長が試験に合格した卸売業者のせり人を登録	卸売業者がせり人名簿を市長に提出（注）

（注）仲卸業者のせり参加従事者も同様に市長への名簿の提出を想定

(イ) 取引ルール

区分	改正市場法	業務条例	
		現行	改正案
共通の取引ルール	売買取引の方法	法律にルールを規定	品目区分ごとにせり・相対取引の方法を規定
	差別的取扱いの禁止		卸売業者による仲卸業者等に対する不当な差別を禁止
	受託拒否の禁止		卸売業者による出荷者からの受託拒否を禁止
	代金決済ルール		代金の翌日支払義務等を規定
	取引条件の公表		—
	取引結果の公表		卸売業者による卸売予定数量、取引結果を公表
その他の取引ルール	第三者販売	市場ごとに規定を設定できる(ただし、共通ルールに反しないこと、取引参加者からの意見聴取、定めた理由の公表が必要)	卸売業者による第三者販売の原則禁止を規定
	直荷引き		仲卸業者による直荷引きの原則禁止を規定
	商物一致		卸売業者の商物一致の原則を規定
	自己買受け等		卸売業者による自己買受けの禁止等を規定

(注) 他都市の状況を勘案し、卸売業者、仲卸業者の責務（市場取引の秩序維持への配慮を含む）の規定を定める

(4) その他

区分	改正市場法 法律に規定	業務条例	
		現行	改正案
取扱品目		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本場 青果、水産、つけ物</li> <li>・北部市場 青果、水産</li> <li>・南部市場 食肉</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本場 青果(裸・つぶ)、水産</li> <li>・北部市場 青果、水産</li> <li>・南部市場 食肉 (注1)</li> </ul>
開設区域	廃止	—	市民等に安定的に生鮮食料品等を供給する市場の役割を規定
検査・監督	法律に規定 (財務基準は廃止)	卸売業者、仲卸業者等に対する検査・監督を規定 (財務基準あり)	卸売業者、仲卸業者等に対する検査・監督を規定
運営協議会 市場取引委員会	廃止	学識経験者、市場関係者等で構成する市場運営協議会、市場取引委員会の設置を規定	学識経験者、市場関係者等から市場の業務運営に関し意見聴取できることを規定 (注2)
使用料	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売業者 面積割及び売上高割</li> <li>・仲卸業者 面積割 (直荷引きの規制に該当する場合には売上高割使用料を徴収)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売業者 面積割及び売上高割</li> <li>・仲卸業者 面積割 (直荷引きの規制を定めた場合には売上高割使用料を徴収)</li> </ul>
届出・報告	卸売業者による開設者への事業報告書の提出	仲卸業者等による市長への事業報告書の提出、名称変更等の届出	卸売業者、仲卸業者等による市長への事業報告書の提出、名称変更等の届出

(注1) 卸・仲卸業者への施設使用許可の中で取扱品目を特定することを想定

(注2) 意見聴取の方法については、三市場共通及び市場ごとの会議の設置などを要綱で定めることを想定

### (3) 主な意見

- ・市場の取扱高は減っている。規制が緩和されても、全部フリーという訳ではないが、商売が変わってきてるので、新旧のバランスが大事だと思う
- ・市場に求められている社会的機能を果たせないと意味がなく今までどおりという訳にはいかない。新規参入をどうするかは市場をどうするかという重要な論点だと思う
- ・売買参加者の組合が代払制度を維持している。新規参入者が支払サイトを伸ばしてもよいとなると、それに追随して組合から抜ける事業者が出てくることを心配している
- ・改正卸売市場法では開設者が売買参加者を承認する規定がなくなったので、市が関与することは変わらないとしても登録という言い方の方が適切である
- ・今回の会議については、こう変えた方がよいという意見がなければ、条例改正案をこの概要に沿って決めていくことになるものと理解すればよい

## 4 市場取引委員会開催以降の状況

- ・市場ごとに改正卸売市場法及び改正業務条例施行後の市場の業務について話し合いを続けている
  - 取引に関する業界の自主ルール  
市場関係者で市場の業務について協議する会議の設置や内容など
- ・売買参加者については、東京都などの他都市において承認制とすることとなつたため、本市においても登録ではなく承認制とするよう検討を進めることとした

## 5 今後のスケジュール

令和2年 2月	条例改正議案の提出
4月	中央卸売市場の認定を国に申請
6月	改正卸売市場法の施行、改正業務条例の施行

注 市場取引委員会に示した条例改正案の概要について大きく変更する必要が生じた場合には市場取引委員会を再度開催する

